



このたび、公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会の平成29年度第5回定時総会が開催されましたことを、心よりお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃より、不動産に関する無料相談や、移住促進に向けた物件情報の集約・発信などを通じ、不動産業の発展はもとより、県政各般にわたり一方ならぬご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて近年、急激な少子高齢化による人口減少に伴い、社会経済情勢に様々な変化が生じており、全国的な空き家の増加もその一つであります。管理が行き届かない空き家は、大規模災害で倒壊すれば、住民避難の支障となる恐れもあり、その対策は重要な課題となっております。国においては、既存住宅の流通を活性化するため、建物状況調査の活用促進や、不動産取引で損害を被った消費者の救済などを盛り込んだ、宅地建物取引業法の改正を行っております。

一方、県内では、古民家を改修したサテライトオフィスや民宿など、既存住宅を有効活用した、数々の先駆的事例がございます。そこで、貴重な地域資源でもある空き家の利活用が一層進むよう、空き家と移住希望者等をつなぐ「空き家コーディネーター」の認定登録制度を創設し、本年3月、68名の宅地建物取引士の方々を登録させていただ

きました。今後、コーディネーターの皆様のご活躍により、数多くの空き家が、移住される方々の住まいや新しいオフィスとして生まれ変わり、地域の活力につながることを期待しております。

また、大規模災害への備えに関し、本県では、「南海トラフ巨大地震」が発生すれば最大で約7万戸の仮設住宅が必要と見込まれており、その確保も喫緊の課題であります。県と貴協会は、「大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を平成17年に締結しており、「いざ発災」の場合には、貴協会から民間賃貸住宅の情報を提供いただけることとなっております。こうした、平時のみならず、災害時も視野に入れた社会貢献活動への積極的な取組みに対しましても、改めて敬意を表する次第であります。

移住や企業の進出など、多様な不動産取引が発達になる中、宅地建物取引業の皆様にご求められる役割は、一層大きくなって参ります。地方創生の礎とも言える「宅地建物」の取引が円滑に進み、本県の活性化につながるよう、皆様には、引き続き力強いご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びといたしまして、貴協会のさらなるご発展と、会員の皆様のみまますのご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げます、お祝いの言葉といたします。